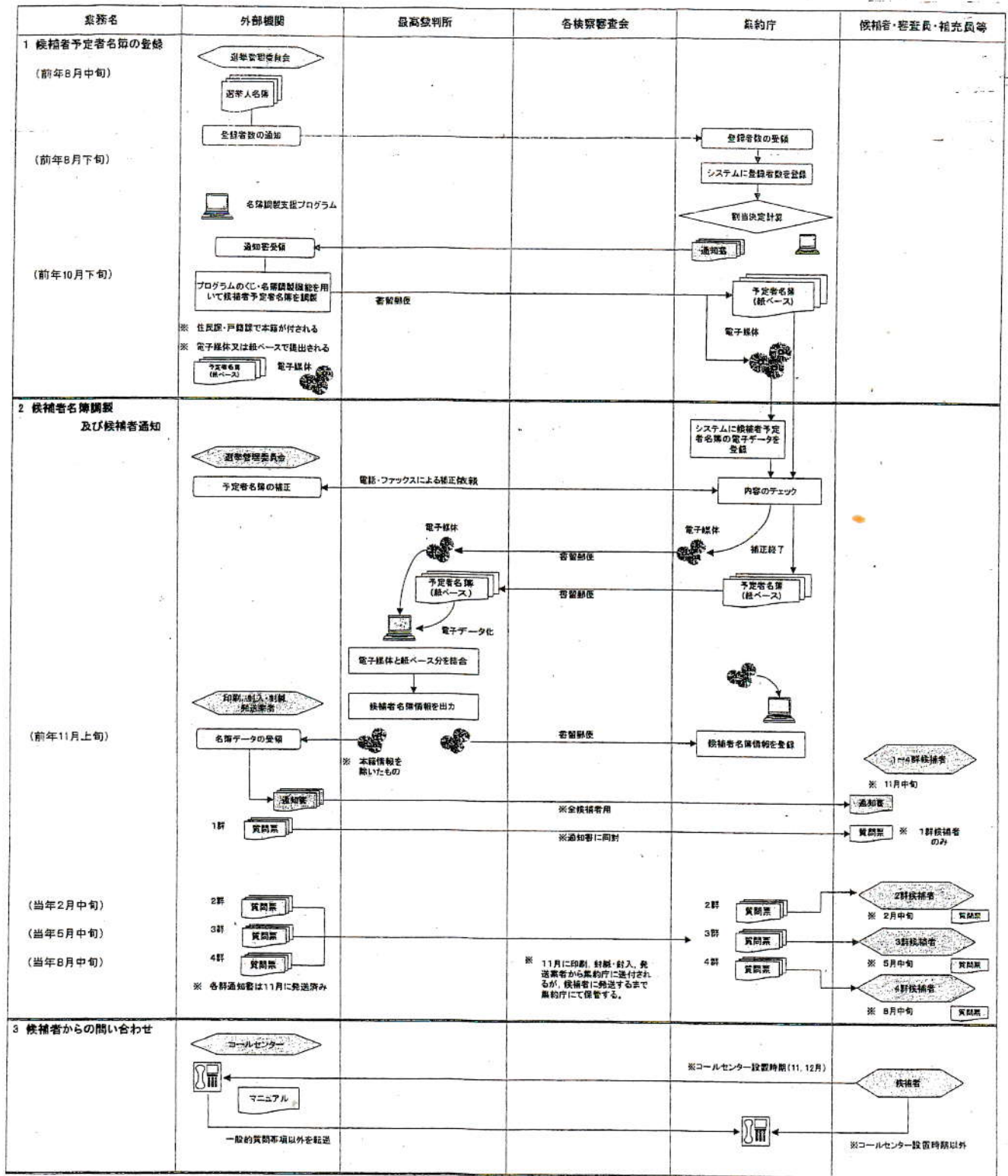


(別紙資料1)

業務機能説明

- 1 検察審査員候補者員数割当 (前年8～9月頃)
 - (1) 選挙人名簿被登録者数の登録
集約庁は、選挙管理委員会から通知された選挙人名簿被登録者数を本システムに登録する。
 - (2) 割当計算
集約庁は、本システムを利用して、各選挙管理委員会に対する割当員数を計算する。
 - (3) 割当員数通知書印刷
集約庁は、本システムを利用して、各選挙管理委員会に対する割当員数通知書を印刷する。
 - (4) 割当員数通知
集約庁は、各選挙管理委員会に対し、割当員数通知書を発送する。
- 2 検察審査員候補者名簿調製 (前年9～10月頃)
 - (1) 候補者予定者名簿の読み込み
 - ア 集約庁は、各選挙管理委員会が名簿調製プログラムを利用して調製した候補者予定者名簿の電子データを、本システムに読み込んで内容をチェックする(空欄がある場合は、選挙管理委員会に電話で問い合わせた上でデータを修正することも考えられるが、割当員数と異なる員数の候補者予定者名簿が提出されていたり、残存外字等に関する補正を促す必要がある場合は、当該選挙管理委員会に候補者予定者名簿を再提出させる方法も考えられる。)
 - イ 集約庁は、本システムを利用して、読み込んだ候補者予定者名簿を結合した電子データ(候補者予定者名簿A)を出力する。
 - ウ 集約庁は、出力した電子データを最高裁判所に送付する。
 - (2) 候補者名簿の調製
 - ア 集約庁は、選挙管理委員会から候補者予定者名簿が上記名簿調製プログラムを利用せずに書面で提出された場合、最高裁判所に対し、同候補者予定者名簿(候補者予定者名簿B)の写しを送付する。
 - イ 最高裁判所は、送付を受けた上記候補者予定者名簿Bの写しの記載事項を電子データ化し、最高裁判所のPCで本システムを利用して、(1)ウで送付を受けた名簿(候補者予定者名簿A)と結合して候補者名簿の元となる電子データを作成した上、集約庁に対し、検察審査会ごとに結合された候補者名簿の元となる電子データを返送する。
 - ウ 集約庁は、最高裁判所から返送された候補者名簿の元となる電子データを本システムに読み込んで候補者名簿を調製する。
- 3 検察審査員候補者への通知 (前年11月頃)
 - (1) 通知書の送付
 - ア 最高裁判所は、本システムを利用して、2(2)イで結合した候補者名簿の元となる

業務機能説明(システムを利用した改正検察審査会法施行後の検察審査会業務フロー)



凡例
 人物・機関 (六角形)
 書面1枚 (丸形)
 書面2枚以上 (長方形)
 システム作業 (正方形)
 システム以外の作業 (長方形)
 システム機能 (菱形)

(別紙資料2)

システム機能概要説明

メイン画面項目

サブ画面項目

| メイン画面項目 | サブ画面項目 |
|---------------------|-----------------------------|
| 1 検察審査員候補者割当員数決定画面 | (1) 選挙人名簿被登録者数登録・割当員数計算 |
| | (2) 割当員数計算結果・割当員数通知書印刷 |
| 2 検察審査員候補者予定者名簿読込画面 | (1) 検察審査員候補者予定者名簿電子データの読込 |
| | (2) 検察審査員候補者名簿調製 |
| | (3) 通し番号付与 |
| | (4) 名簿データ出力 |
| 3 資格審査・検索画面 | (1) 候補者, 検察審査員, 補充員情報検索結果表示 |
| | (2) 候補者, 検察審査員, 補充員情報登録・更新 |
| | (3) 個人情報印刷 |
| | (4) リスト印刷 |
| | (5) 候補者名簿からの除外者確定 |
| 4 前科照会画面 | (1) 前科照会書印刷 |
| | (2) 候補者名簿印刷 |
| 5 検察審査員, 補充員選定画面 | (1) 候補者名簿等印刷 |
| | (2) くじによる選定 |
| | 選定対象者抽出 |
| | くじの実施 |
| | 選定結果表示 |
| | 選定録印刷 |
| | (3) 検察審査員名簿・補充員名簿調製・印刷 |
| | (4) 招集状, 選定通知書印刷 |
| 6 データバックアップ・削除画面 | (1) バックアップ |
| | (2) 削除 |
| 7 マスタメンテナンス画面 | |
| 8 郵便番号付与画面 | |

(別紙資料 3)

画面帳票項目案

(別紙資料 4)

機能情報関連図

(別紙資料 5)

概念 データモデル案